サウジアラビアの新競争法について

(2019年9月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ドバイ事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、現地法律事務所 Clyde & Co LLP が 2019 年 4 月に作成し公開した英文レポートについて、日本語に仮訳したものを、許可を得た上でジェトロの HP に掲載したものです。その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成元の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先:

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

E-mail: BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail: info dubai@jetro.go.jp



本レポート作成元:

Clyde & Co LLP, Dubai PO Box 7001, 15F, Rolex Tower, Sheikh Zayed Road, Dubai, United Arab Emirates

Tel: +971-4-384-4000 Fax: +971-4-384-4004 Email: mero@clydeco.ae HP: www.clydeco.com



サウジアラビアの新競争法について

サウジアラビア政府は、最近、新しい競争法を承認したことから、今後、すべての競争行為に制約が課され、かつ監視対象となることが見込まれます。新法は2019年3月29日にサウジアラビアの官報にて公表され、6カ月以内に正式に発効する予定です。本レポートでは、今後適用される新法の要求事項が効力を発するに際し、現在サウジアラビア市場で操業している法人が考慮すべき主な事項について概説します。

2019年3月3日に開催された閣議において競争法案が承認されました(新競争法)。また、施行規則は、新競争法の発布日から180日以内に競争庁理事会(理事会)により発布されることになっています(施行規則)。

新競争法は、2004年6月22日付けの勅令第M/25号で成立した旧競争法に実質的に代わるもので、追加的な制約を課しつつ、すべての競争行為について監視対象となる見込みです。

新競争法の対象

新競争法の規定は、以下のいずれにも適用されます。なお、国営の機関や企業については、 特定の分野におけるサービスおよび商品の提供について政府による許認可を得ている場合に は、競争法の適用から除外されます。

- サウジアラビアにおける商業、農業、工業、サービス業および商品やサービスの販売および購入などの経済活動を行う自然人または法人(機関)。
- サウジアラビア国内における全体的な公正競争に違反するかもしれない、サウジアラビ ア国外で行われる慣行。

目的

新競争法の主な目的は、以下のとおりです。

- 全体的な公正競争を保護し、奨励する。
- ◆ 公正競争とサウジアラビアの消費者の権利に影響を与えるかもしれない、すべての競争 慣行を監視・禁止する。
- ◆ サウジアラビアの競争市場を強化し、投資市場におけるあらゆる商慣行を規制する。
- 市場における中小企業の事業継続を徹底するべく、これらを保護する。
- 十分な品質と公正価格による製品や商品を提供する。

禁止行為

一般的に、新競争法の条項には、主に以下のような不公正な競争慣行に対して幅広い禁止事項が定められています。

《経済力の集中》

経済力の集中に関する行為は新競争法の下で厳格に禁止されています。これは「ある機関から別の機関へ資産、権利、負債、株式に対する権原の全部または一部を譲渡することになる行為、または複数の部門を一つの共同の部門へと合併すること」(経済力の集中)として定義されています。各機関は、参加機関の年間総売上額が施行規則により定められている金額を上回る場合には、当該行為が完了する前に、経済力の集中に当たる取引について 90 日以内に競争庁に通知することが義務付けられています。なお、施行規則は理事会により決定される特定の基準に従って経済力の集中に関する割合をさらに特定します。これは従来の競争法の下では40%ほどでした。

《支配的な地位》

支配的な地位は、競争法の下では「機関または機関グループが、活動している市場の一定割合について支配または影響を及ぼすことのできる地位」(支配的な地位)として定義されます。なお、従来の競争法の下では、支配的な地位とは以下の場合に生じるとされていました。

- 法人または法人グループの 12 カ月間の商品またはサービスの総売上額でみた市場占有率が少なくとも 40%ある場合。
- ★人または法人グループが市場の価格決定に影響を及ぼすことができる場合。

支配的な地位をもつ機関が、その強力な立場を濫用して市場における競争に影響を及ぼしたり、制限するようなことは認められておらず、新競争法はこの点について7項目の禁止される慣行について列挙しています(禁止慣行)。一般的に、禁止慣行には、全体的な製品の価格と数量に影響を及ぼすこと、市場におけるある企業の事業運営を制限することを狙いとして、その取引に制約を設けることなどが含まれます。

施行規則では、さらに新競争法の下における支配的な立場に適用される新たな割合が特定されることになり、それは理事会が決定した基準に沿ったものとなります。

競争協定

新競争法は、市場における取引または公正な競争を制約することを狙いとした、または結果として制約することになる機関間で交わされるあらゆる合意または契約を、書面または口頭によるか、明示的または黙示的であるかに関係なく禁止しています。新競争法は禁止される8項目の競争協定を特定しており、その中には、製品の価格や、販売および購買条件を決定または示唆するもの、製品の製造に係る生産量・サイズ・重量、あるいはサービスのパフォーマン

ス、企業の市場参入を阻止することになるような慣行を決定するもの、または製品の製造・開発・販売を含むあらゆる投資手段を制約するものなどが含まれます(競争協定)。

理事会は、こうしたことが製品の品質、技術的改善、創造力という点で市場または機関のパフォーマンスを向上させる場合には、経済力の集中、支配的な地位、および競争協定に関係した競争法の第5条、第6条、第7条を例外的に適用しないことがあります。しかし、最終的には自由競争を制限することで得られる効果より消費者利益が優先される必要があります。

紛争解決委員会

新競争法では、紛争解決と罰則の施行を担う特別委員会が設けられています(委員会)。委員会は5人の委員(任期は5年で更新可能)から構成されます。委員会の権限は、理事会が行った行為に関し、競争法の第12条1項および第24条で特定されている違反には拡大適用されないものとしています。理事会はその他、単独の裁量により以下を行うことがあります。

- 違反機関が、かかる違反行為の協力者を明らかにする証拠を率先して開示した場合、 当該違反機関を委員会に対し付託しない。
- 施行規則により影響を受ける当事者を補償するために必要な基準、条件、適用方法が 定められていることを条件に、違反機関との和解を受け入れる。

罰則と補償

新競争法下で禁止慣行により影響を受ける当事者は、管轄裁判所において補償を要求する権利を有する場合があります。また、新競争法下の罰則の適用方法については、以下の条件が考慮されます。

- 当該機関が互いに対照的な複数の活動を行っている場合には、違反する活動の性質に 基づいて、罰金が決定されることになる。
- 違反の状況と条件
- 違反の重大度
- 違反により生じた結果

また、新競争法は、違反機関に対して以下の罰則を採用しています。

- 違反下にある年間総売上の10%、または年間売上が見積れない場合は1,000万サウジアラビア・リヤルを超えない額の罰金。かかる罰金は経済力の集中、支配的な地位、競争協定に関係する新競争法の第5条、第6条、第7条の違反に対して適用されるものとする。
- 違反下にある年間総売上の5%、または年間売上が見積れない場合は500万サウジアラビア・リヤルを超えない額の罰金。かかる罰金は検査官/役人による職務履行の阻止に関する新競争法第16条の違反に対して適用されるものとする。
- その他の違反に関しては 200 万サウジアラビア・リヤルを超えない額の罰金。但し、競争法下の関連条項の規定に違反していないこと。

違反者が違反を繰り返し行う場合、委員会は最初の違反に関して科された罰金を倍額にすることができる。

競争法とその施行規則は今のところ効力を発していないものの、現在サウジアラビア市場で 操業している法人は、今後適用される新法の要求事項と将来の取引に関する制約事項とを考慮 しつつ、競争法違反とならないよう市場の中での法人の立ち位置を評価することが求められま す。